

事務連絡
令和5年7月1日

各〔都道府県
市町村〕障害児支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局 障害児支援課

令和5年6月29日からの大雨による災害に伴う
障害児への相談支援の実施等について

今般の令和5年6月29日からの大雨による災害に伴う対応につきましては、必要な支援の確保等、障害児の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記災害の発生等により避難所等に避難している障害児や被災地域等で生活を続けている障害児について、必要な支援を行うための積極的な状況把握とそれに基づく適切な障害児支援の提供が急務となっております。

避難所等における障害児支援の提供については、避難所等で生活する障害児に必要な支援につなげるため、相談支援の果たすべき役割が重要です。

つきましては、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村が管内に所在する都道府県及び当該市町村における障害児の状況把握やケアマネジメント等の支援を行う相談支援事業の取扱いについて、下記のとおりとしますので、障害児の適切な支援にご尽力いただきますようお願い申し上げますとともに、関係事業者等への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 障害児の安否確認と適切な支援の実施について

被災地等においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ですが、市町村が障害児についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、課題の把握（アセスメント）を行い、必要なサービス提供につなげることが重要です。

とりわけ、施設や自宅等から避難し、避難所等で生活する障害児や被災地域で生活を続けている障害児については、相談支援事業者と障害児支援事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮をお願いします。

2. 障害児相談支援事業の活用について

避難所等で生活する障害児への相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援事業を活用しつつ、必要となる障害児支援、インフォーマルサービス等、具体的な支援措置につなげるようお願いします。

(1) 障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助について

避難所等における障害児が障害児支援を利用する場合に係る障害児支援利用援助や継続障害児支援利用援助については、障害児相談支援給付費の支給対象となります。

(2) 運営基準等の柔軟な取扱い

障害児相談支援の事業の基準（児童福祉法第 24 条の 28）については、今般の災害に係る被災状況に鑑み、被災地の避難者の受入れを行っている事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟に取り扱ってください。

例えば、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第 15 条第 3 項に定める障害児支援利用計画の実施状況の把握（モニタリング）について、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とするとともに、同条第 2 項第 10 号に定めるサービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行って差し支えありません。また、機能強化型障害児支援利用援助費及び機能強化型継続障害児支援利用援助費並びに主任相談支援専門員配置加算等の加算について、やむを得ず一時的に要件を満たさなかった場合においても、引き続き算定することが可能です。

3. 利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

利用者が遠隔地等へ避難する場合には、被災地と避難先の相談支援事業者や障害児支援事業者等が利用者の情報を共有するなど、円滑に引き継がれるように配慮をお願いします。